

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第34条第4項
処分の概要	漁業権の制限、条件の付加（免許後）
法令の定め	漁業法 第34条第4項 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。
処分基準	事案ごとの裁量が異なり、処分に当たって個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	休業中の漁業許可の制限、条件の付加（許可後）
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	事案ごとの裁量が異なり、処分に当たって個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	休業による休業中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	適格性の喪失による休業中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	公益上の必要による休業中の漁業許可の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	漁業関係法令違反による休業中の漁業許可の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	公益上の必要による休業中の漁業許可の変更、取消、行使の停止による受益者への補償金負担命令
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第3項
処分の概要	錯誤によってした休業中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第3項 第1項の許可については、第13条第5項及び第6項（意見の聴取）、第22条第2項（免許をしない場合）、第34条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第38条第1項、第2項及び第5項、第39条（漁業権の取消し）並びに第40条（錯誤によってした免許の取消し）の規定を準用する。この場合において、第38条第1項中「第14条」とあるのは、「第14条第1項」と読み替えるものとする。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	漁業権行使停止中の漁業許可の制限、条件の付加（許可後）
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	事案ごとの裁量が異なり、処分に当たって個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	休業による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	適格性の喪失による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	公益上の必要による漁業権行使停止中の漁業許可の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	漁業関係法令違反による漁業権行使停止中の漁業許可の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	公益上の必要による漁業権行使停止中の漁業許可の変更、取消、行使の停止による受益者への補償金負担命令
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
処分の概要	錯誤によってした漁業権行使停止中の漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第37条第1項
処分の概要	休業による漁業許可の取消し
法令の定め	漁業法 第37条第1項 免許を受けた日から1年間、又は引き続き2年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第38条第1項
処分の概要	適格性の喪失による漁業権の取消し
法令の定め	漁業法 第38条第1項 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第14条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第38条第3項
処分の概要	優先順位の変更による漁業権の取消し
法令の定め	漁業法 第38条第3項 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第15条から第19条まで（優先順位）の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認め、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第39条第1項
処分の概要	公益上の必要による漁業権の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第39条第1項 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第39条第2項
処分の概要	漁業関係法令違反による漁業権の変更、取消、行使の停止
法令の定め	漁業法 第39条第2項 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第39条第13項
処分の概要	公益上の必要による漁業権の変更、取消、行使の停止による受益者への補償金負担命令
法令の定め	漁業法 第39条第13項 第1項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によって利益を受ける者があるときは、都道府県は、その者に対し、第6項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第40条
処分の概要	錯誤によってした漁業免許の取消し
法令の定め	漁業法 第40条 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならない。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第67条第11項
処分の概要	委員会指示に従うべき旨の命令
法令の定め	漁業法 第67条第11項 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第72条
処分の概要	漁場の標識等の設置命令
法令の定め	漁業法 第72条 都道府県知事は、漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第100条
処分の概要	海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員（知事選任委員）の解任
法令の定め	漁業法 第100条 都道府県知事は、特別の事由があるときは、第85条第3項第2号の委員を解任することができる。
処分基準	個別の判断が必要であり、一般的な処分基準を定めることが不適當であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ（電話番号：内線28-361）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課資 資源管理グループ（電話番号：内線28-361）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第128条第1項
処分の概要	水産動植物の増殖命令
法令の定め	漁業法 第128条第1項 都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。
処分基準	個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第128条第2項
処分の概要	増殖命令違反による漁業権の取消し
法令の定め	漁業法 第128条第2項 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。
処分基準	個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号：内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号：内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第129条第6項
処分の概要	遊漁規則の変更命令
法令の定め	漁業法 第129条第6項 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、その変更を命ずることができる。
処分基準	個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号：内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号：内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第28条第1項、第29条第1項
処分の概要	許可等の取消し(各漁業)
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第28条第1項、第29条第1項 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。
処分基準	個別判断を要するものであるため、一般的な処分基準を定めることが不適当であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・内線28-416) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-371) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・内線28-416) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第31条第1項、第2項
処分の概要	漁業調整のための許可等の変更、取消、操業の停止等（各漁業）
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第31条第1項、第2項 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるきは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることができる。 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、また前項と同様とする。
処分基準	個別判断を要するものであるため、一般的な処分基準を定めることが不適当であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-371） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・内線28-416） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則 北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第33条第2項 第21条第3項
処分の概要	除害設備の設置命令等
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第33条第2項 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上必要があると認めるときは、その者に対して除害設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。 北海道内水面漁業調整規則 第21条第3項 知事は、第1項の規定に違反する者がある場合又は前項の規定による検定の結果において、水産動植物の繁殖保護上必要があると認めるときは、その者に対して除害設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・内線28-416)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第46条第1項
処分の概要	許可船舶等に対する停泊命令及び検査
法令の定め	第46条第1項(許可船舶等に対する停泊命令及び検査) 知事は、漁業の許可又は漁業の承認を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可又は漁業の承認を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可又は漁業の承認を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、また同様とする
処分基準	「漁業関係法令違反に対する行政処分基準」(平成27年5月25日漁管第459号)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第47条第1項
処分の概要	船長等の乗組み禁止命令
法令の定め	第47条第1項(船長等の乗組み禁止命令) 知事は、漁業の許可又は漁業の承認を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可又は漁業の承認を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる
処分基準	「漁業関係法令違反に対する行政処分基準」(平成27年5月25日漁管第459号)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第48条第1項
処分の概要	無許可船舶等に対する停泊命令
法令の定め	第48条第1項(無許可船舶等に対する停泊命令) 知事は、合理的に判断して、漁業者が、当該漁業の許可若しくは漁業の承認を受けないで、又は第36条の規定に違反して当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。
処分基準	「漁業関係法令違反に対する行政処分基準」(平成27年5月25日漁管第459号)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第49条
処分の概要	無許可船舶等に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等
法令の定め	第49条(無許可船舶等に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等) 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは漁業の承認を受け ないで、又は第36条の規定に違反して当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがある と認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を 指揮する者に対し、期間を指定して、専ら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁 ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備について封印をすることがで きる。
処分基準	「漁業関係法令違反に対する行政処分基準」(平成27年5月25日漁管第459号)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 指導取締グループ(電話番号:011-231-4111(内線28-419))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第21条第1項、第22条第1項
処分の概要	許可の取消し
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 第21条第1項、第22条第1項 知事は、漁業の許可を受けた者が、第19条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、当該許可を取り消すものとする。 知事は、漁業の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、当該許可を取り消すことができる
処分基準	個別判断を要するものであるため、一般的な処分基準を定めることが不相当であることから、設定していない。
処分担当課	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	電気通信事業法
根拠条項	第140条第2項
処分の概要	水底線路の工事の変更命令
法令の定め	電気通信事業法 第140条第2項 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、漁業権に関する利害関係人若しくは同項第1号の区域において次条第4項の政令で定める漁業を現に適法に行っている者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあっては必要な協議を行った上、届出があった日から30日以内に、その旨を総務大臣及び当該認定電気通信事業者に通知することができる。
処分基準	処分の先例が無く、当該不利益処分の性質上、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	電気通信事業法
根拠条項	第141条第5項
処分の概要	保護区域内の漁業権の取消し等
法令の定め	電気通信事業法 第141条第5項 都道府県知事は、認定電気通信事業者の申請があった場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第1項の保護区内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。
処分基準	個別の判断が必要であり、予め具体的な処分基準を画一的に定めることが技術的に困難であることから、設定していない。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処理基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法
根拠条項	第17条第2項
処分の概要	漁業法等による措置
法令の定め	海洋水産資源開発促進法 第17条第1項及び第2項 海洋水産資源開発促進法施行規則 第9条
処分基準	未設定 (将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-361))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-361))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処理基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法
根拠条項	第17条第3項
処分の概要	漁業権の制限等
法令の定め	海洋水産資源開発促進法 第17条第1項及び第3項 海洋水産資源開発促進法施行規則 第9条
処分基準	未設定 (将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-361))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-361))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処理基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法施行令
根拠条項	第9条第3項
処分の概要	資源管理協定の認定の取消し
法令の定め	海洋水産資源開発促進法 第14条第2項 海洋水産資源開発促進法施行令 第9条第3項
処分基準	認定の協定について次の場合など認定の基準に該当しなくなった場合は、認定を取り消す。 1 協定参加者の脱退等により認定基準のいずれかに該当しなくなった場合 2 認定後、協定の実践が適切に行われておらず、協定の目的達成が期待できないと認められる場合 3 認定後、認定申請において止むを得ない錯誤等があり、その是正の結果により認定基準のいずれかに該当しなくなった場合 4 その他、取り消すことが適当と判断される場合
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-361））
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-361））
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処理基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
根拠条項	第12条第2項
処分の概要	停泊命令
法令の定め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第12条第2項、第3項及び第4項
処分基準	未設定 (将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処理基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
根 拠 条 項	第 16 条第 2 項
処 分 の 概 要	漁業法等による措置
法 令 の 定 め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第 16 条第 1 項及び第 2 項 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第 10 条
処 分 基 準	未設定 (協定の認定をしておらず、かつ過去に実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処 分 担 当 課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
問 い 合 わ せ 先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処理基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
根 拠 条 項	第 16 条第 3 項
処 分 の 概 要	漁業権の制限等
法 令 の 定 め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第 16 条第 1 項及び第 3 項 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第 10 条
処 分 基 準	未設定 (協定の認定をしておらず、かつ過去に実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処 分 担 当 課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
問 い 合 わ せ 先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
備 考	

(別表2)

不利益処分に係る処理基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令
根拠条項	第5条第3項
処分の概要	認定協定の取消し
法令の定め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第14条第2項 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令 第5条第3項
処分基準	未設定 (協定の認定をしておらず、かつ過去に実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-354))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-354))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	水産資源保護法
根拠条項	第18条第2項
処分の概要	保護水面内の無許可工事の変更、原状回復命令
法令の定め	第18条(工事の制限)第2項 知事は、無許可で保護水面内で工事を行っている者に対して、保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事を変更し、原状に回復すべきことを命ずることが出来る。
処分基準	工事の手法や規模、保護水面区域内環境及び保護すべき水産動植物に対する影響などが多様であるため基準を定めることは、困難であることから未設定としている。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:011-204-5480(内線28-376))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:011-204-5480(内線28-376))
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	水産資源保護法
根拠条項	第22条第2項
処分の概要	さく河性魚類の通路の保護管理命令
法令の定め	第22条(さく河性魚類の通路の保護)第2項 さく河性魚類の通路となっている水面に工作物を設置した設置者が、河川工作物の適切な管理を怠っていると認められるときは、その者に対して適切な管理を行うよう命ずることが出来る。
処分基準	河川工作物の種類や規模に応じて管理の度合いも多様化し、また、さく河性魚類に与える影響も様々であることから、基準を設けることは、困難なため未設定としている。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:011-204-5480(内線28-376))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:011-204-5480(内線28-376))
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	遊漁船業の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 18 条
処 分 の 概 要	遊漁船業者に対する業務改善命令
法 令 の 定 め	第十八条（業務改善命令） 都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要な限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	「遊漁船業法に基づく行政処分実施要領」（平成 16 年 2 月 17 日付け漁指第 10335 号）で定められている。
処 分 担 当 課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号 ）
問 い 合 わ せ 先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号 ）
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項
処分の概要	遊漁船業者に対する業務停止命令
法令の定め	第十九条（登録の取消し等） 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。 三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
処分基準	「遊漁船業法に基づく行政処分実施要領」（平成 16 年 2 月 17 日付け漁指第 10335 号）で定められている。
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号）
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号）
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項
処分の概要	遊漁船業者に対する登録の取消し
法令の定め	第十九条（登録の取消し等） 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。 三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
処分基準	「遊漁船業法に基づく行政処分実施要領」（平成 16 年 2 月 17 日付け漁指第 10335 号）で定められている。
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号）
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号）
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	遊漁船業の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第 22 条
処 分 の 概 要	指定遊漁船業団体に対する改善命令
法 令 の 定 め	第二十二條 (改善命令) 都道府県知事は、遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該遊漁船業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	「遊漁船業法に基づく行政処分実施要領」(平成 16 年 2 月 17 日付け漁指第 10335 号) で定められている。
処 分 担 当 課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号 011-204-5485)
問 い 合 わ せ 先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号 011-204-5485)
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第 23 条
処分の概要	指定遊漁船業団体に対する指定の取消し
法令の定め	第二十三条（指定の取消し） 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十条の指定を取り消すことができる。
処分基準	「遊漁船業法に基づく行政処分実施要領」（平成 16 年 2 月 17 日付け漁指第 10335 号）で定められている。
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号 011-204-5485）
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号 011-204-5485）
備考	